

浜の活力再生広域プラン
令和7～11年度
第2期

1 広域水産業再生委員会

組織名	東京都広域水産業再生委員会
代表者名	塚本 亨（東京都漁業協同組合連合会専務理事）

広域委員会の 構成員	・三宅島地区地域水産業再生委員会（三宅島漁業協同組合、三宅村、東京都三宅支庁） ・御蔵島地区地域水産業再生委員会（御蔵島村漁業協同組合、御蔵島村、東京都三宅支庁） ・神津島地区地域水産業再生委員会（神津島漁業協同組合、神津島村） ・八丈島地区地域水産業再生委員会（八丈島漁業協同組合、八丈町） ・父島地域水産業再生委員会（小笠原島漁業協同組合、小笠原村、東京都小笠原支庁） ・母島地域水産業再生委員会（小笠原母島漁業協同組合、小笠原村） ・東京都（水産課、島しょ農林水産総合センター） ・東京都漁業協同組合連合会 ・東日本信用漁業協同組合連合会東京支店 ・日本漁船保険組合東京都支所 ・全国漁業信用基金協会東京支所
オブザーバー	—
対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	【地域の範囲】 三宅村（三宅島漁業協同組合）、御蔵島村（御蔵島村漁業協同組合）、神津島村（神津島漁業協同組合）、八丈町（八丈島漁業協同組合）及び小笠原村（小笠原島漁業協同組合、小笠原母島漁業協同組合） 【漁業の種類】 三宅村：ひき縄漁業、底魚一本釣り漁業、まぐろはえ縄漁業、たかべ刺し網漁業、定置網漁業、いせえび刺し網漁業、採介藻漁業（32名） 御蔵島村：底魚一本釣り漁業、いせえび刺し網漁業、たかべ刺し網漁業、ひき縄漁業、採介藻漁業（23名） 神津島村：底魚一本釣り漁業、いか釣り漁業、延縄漁業、ひき縄漁業、いせえび刺し網漁業、刺網漁業、採介藻漁業（160名） 八丈町：底魚一本釣り漁業、とびうお流し刺し網漁業、棒受け網漁業、いせ

	えび刺し網漁業、ひき縄漁業、延縄漁業、採介藻漁業（101 名） 小笠原村父島：まぐろはえ縄漁業、かつお・まぐろ釣り漁業、底魚一本釣り漁業、ひき縄漁業、かめ漁業、そでいか漁業、いせえび漁業（44 名） 小笠原村母島：かつお・まぐろ釣り漁業、底魚一本釣り漁業、ひき縄漁業、かめ漁業、さんご漁業（造礁さんご）、そでいか漁業、いせえび漁業（26 名） 計 386 名（令和 6 年 3 月 31 日現在）
--	--

2 地域の現状

（1）地域の水産業を取り巻く現状等

① 概況

対象地域は、伊豆諸島の神津島から小笠原諸島の母島に至る地域で、東京の南約 170 km から約 1,000 km までの太平洋に浮かぶ離島地域である。各島とも漁協は一つで島を単位として漁業が営まれている。このうち神津島と八丈島は都内で最も漁業が盛んな地域であり、両島の漁獲量、漁獲金額は、都内全体の 50% 以上を占める。三宅島は平成 12 年の噴火により全島避難を余儀なくされ 4 年後に火山ガスが収まり帰島できたが、噴火後の漁業構造は海洋環境の変化もあり、噴火前と比べて大きく変わり、近年では漁獲のほぼ全てが漁船漁業によるものとなっている。

また、小笠原諸島は米軍統治の時代を経て昭和 43 年に返還され、同年 10 月に父島に漁業協同組合が設立された。母島は昭和 48 年に帰島を許され、漁協は昭和 55 年に父島から分離独立する形で設立された。

これらの島々は気象・海象条件が非常に厳しく、出漁日数に大きな制約があるものの、地域ごとに特色ある漁業を営んできた。しかしながら、伊豆諸島の各島では、平成 29 年頃発生した黒潮大蛇行による海洋環境の変化により、てんぐさ、いせえび、たかべ、貝類等これまで漁獲の中心であったものが激減し、きんめだいに漁獲が大きく偏っている。一方、小笠原諸島では平成 10 年頃からめかじき、めばち等を対象とした立縄漁業を開発し、従来から行ってきた底魚一本釣り漁業とともに安定した漁獲を行っているが、第 1 期プラン中の令和 2 年度と 5 年度を比較すると漁獲量は減少している。

本プラン対象地域の令和 5 年度の漁獲量は全体で 1,914 トン、漁獲金額は 3,275 百万円となっているが、5 年前の平成 30 年度（漁獲量 2,562 トン、漁獲金額 2,937 百万円）と比較すると漁獲量は 648 トン減少している一方で、漁獲金額は 338 百万円増加している。

② 漁業基盤施設

各島では漁港の整備に併せて荷捌き施設や燃油タンクなど、基本的な漁業基盤施設を整備してきた。水源に恵まれない三宅島や平地の少ない神津島など、各島の事情に応じた施設の整備を進める一方、例えば氷は他島から購入するなどの島間の連携によって不足を補ってきた。離島という地域特性から、島間での施設の集約化などは困難であり、漁業基盤施設は島ごとに設けざる

を得ず、施設管理費や更新費用の縮減等が課題である。

③ 漁獲物の流通

各島の漁業者は島内の漁港から出港し、主に日帰り操業を行い、帰港後漁協の荷捌き施設にて水揚げを行っている。水揚げした漁獲物の一部は島民や観光客を対象とした島内向けに販売されるが島という事情から需要も限られるため、大半は都心（内地）向けに出荷されており、各島に就航している定期貨客船によって島外へと輸送している。しかし、重要な輸送手段となる定期船は台風や季節風等の影響で多々欠航することがあり、出荷物が島に留め置かれる事態がしばしば発生している。また小笠原の父島及び母島については、定期船が週に1便のみとなっており、物流面で大きなハンディを抱えている一方で、内地との物流拠点となる天然の良港、二見湾によって、週1便の定期船の欠航は極めて稀となっている。

出荷は、各島とも基本的に漁協で漁獲物をまとめて出荷する共同出荷体制をとっているが、神津島のみ産地市場を開設しており、都内を中心に関東近県へも出荷を行っている。なお、八丈島及び三宅島は島外出荷の全量を、父島は底魚の全量を漁連に出荷し、集荷された漁獲物はさらに漁連によって豊洲市場や近隣市場のほか、指定の顧客に対して出荷されている。

いずれの生産地も出荷においては、他産地に比べ市場への到着に時間を要する場合もあり、出荷物の鮮度や品質の保持が課題となっている。

④ 漁業者の減少・高齢化

本プラン対象地域の正組合員数は、昭和55年に1,680名であったが、令和6年3月31日現在で386名と大きく減少している。年齢階層別の漁業者数では、55歳未満の漁業者は169名で全体の約44%となっているが、例外的に小笠原では約62%と高く比較的若い漁業者が多い。

例年、新規就業者数に対して、廃業する漁業者数が大きく上回っており、今後さらなる漁業者数の減少が危惧されている。

地域の漁業を維持・発展させていくには、新規就業者を継続的に受け入れ、育成していくことが必要であるが、各漁協とも人材の確保・育成に苦勞しており大きな課題となっている。

⑤ 漁船の減少

漁船の減少も進んでいる。令和4年12月の本プラン対象地域の組合員の所有する漁船数は、419隻であり、昭和55年の636隻から大きく減少した。

平成28年度より、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業を活用し、漁船の更新を図ってきたが、年間に1～2隻程度の導入に限られており、漁船の更新も課題となっている。

⑥ 漁労経費の増加

島しょ部は、内地の他産地に比べ、燃油や漁業資材の確保についても負担が大きい傾向がある。燃油や各種資材は、それぞれ内地から貨物船や貨客船を通じて輸送されてくるが、輸送に伴う海上輸送費も負担することとなる。国や都などの支援により、負担の低減が図られてはいるものの、漁家経営への影響は避けられない。こういった状況に加えて、ウクライナ危機に端を発した原油価格の高騰により、燃油や資材等の物価上昇の影響も受けており、漁家・漁協の経営はより一層

の厳しさを増している。

安定した漁家・漁協経営に向けては、これらの影響の改善や解消が不可欠であり、それに向けた新たな取組や支援が課題となっている。

(2) その他の関連する現状等

① 交通アクセス

本プラン対象地域へは竹芝桟橋から定期船が就航している。定期船は、大島・利島・新島・式根島・神津島航路と三宅島・御蔵島・八丈島航路、父島航路の3航路で、高速ジェット船又は大型船が就航している。母島へは、父島から母島行きの定期船に乗り換える。なお、漁獲物はほとんどがこの大型船で出荷される。定期船以外のアクセスは、大島、新島、神津島、三宅島は、定員19名の小型飛行機が調布飛行場から就航しており、八丈島は小型ジェット機が羽田空港から就航しているが、いずれも小型であり貨物輸送には向いていない。また、定期船、飛行機とも悪天候時には欠航する。このため、漁獲物の出荷の安定という面で課題が残る。更に伊豆諸島の各島では、前日夕方に水揚げされた漁獲物は、朝から昼にかけて東京に向けて折り返し出港する定期船に乗せられ、東京には夜到着し市場へ輸送されるため、鮮度面で不利になっている。

② 気象・海象

伊豆諸島の年平均気温は約16℃から18℃で降霜、降雪は滅多にない。降雨は年間平均約3,000mm程度と多く、春と秋には北東風、11月から3月までは西風、南西風が強く吹く。また、台風の来襲地帯でもあり、風による被害を受けることが多い。一方、小笠原諸島は亜熱帯に位置し、気温の変化が比較的少ない気候で、父島における過去30年間の年間平均気温は23.4℃、年間平均最高気温は25.7℃、年間平均最低気温は21.2℃で一年を通じ雪や霜は全く見られない。また、年間平均降水量は1,296mmである。

③ 人口

本プラン対象地域の人口は国勢調査によると、平成7年に18,667人であったが、令和2年には13,779人となり大幅に減少している。また、高齢化率は32.8%で、都全体の21.4%よりも高くなっている。ただし、小笠原村の高齢化率は15.8%であり、都全体よりも低くなっている。

当地域の定住人口は減少しているが、今後は新型コロナウイルス感染症の終息により、観光客等交流人口の増加が見込まれるので、交通アクセスや宿泊施設の改善が期待される。

④ 産業

国勢調査によると、本プラン対象地域の15歳以上の就業者数が多い業種は、建設業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉などとなっている。ただし、当地域の第1次産業の就業者割合は都全体よりもはるかに高く、漁業は島の基幹産業の一つになっている。

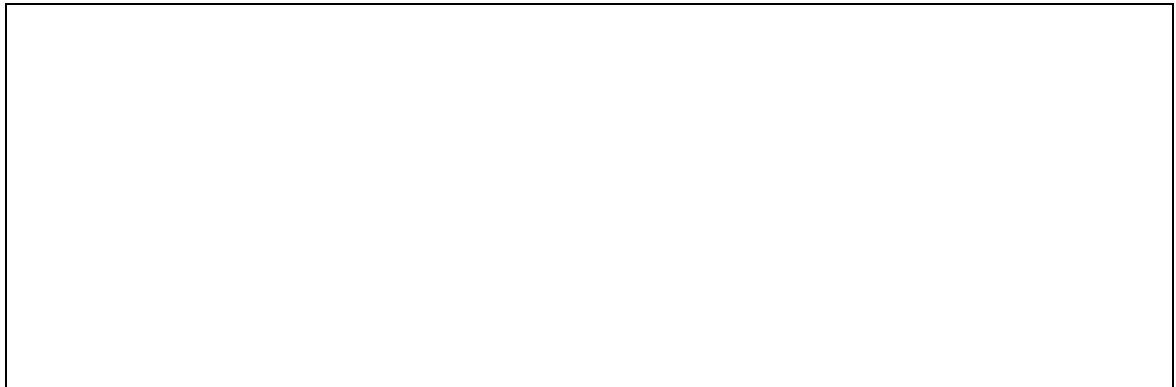
⑤ 島外からの新規就業者の住宅

島外からの新規就業者の住宅確保の状況であるが、補助事業により漁協が住宅を整備している島、民間住宅や公営住宅が利用可能な島、漁協や船主が住宅を探し確保している島など、それぞれ状況が異なっているが、島内事情により住宅の確保が難しい場合もあり、新規就業者の就労に当たっては課題となっている。

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）



② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

1 魚価向上に向けた販売力の強化

東京産水産物は総じて高級魚で知名度が低く需要が多くないため、荷がまとまると値崩れを起こしてしまうことから、出荷先の荷割のイニシアチブを漁連が担うことで、各地域の漁協どうしの競合を避け、年間を通じて安定した価格形成を図る。

また、出荷先を分散させることは、魚価の維持向上につながるため、認知度向上による需要の増加と販路の多角化を図る。このため、現在取り組んでいる海外市場の販路開拓の取組を推進するとともに、新たな加工品の開発など国内市場での販売に向けた取組をさらに進める。その一方で、山口県、北海道、東北地方、北陸地方など国内他産地からの集荷も積極的に進め、市場における漁連の価格形成力を維持する。

各漁協に対しては、漁獲物の鮮度や品質保持、衛生管理に係る講習会を開催するほか、ニーズにあった出荷方法や荷扱いを現地指導し、高品質水産物として安定供給できる体制づくりを支援する。

さらに、漁連の販売力強化に資するため、老朽化した漁連流通センターの施設・設備の整備を計画的に進める。

2 各漁協における販売業務の効率化

荷捌きに係るスマート計量システムの導入など、DXの活用により販売業務の省力化を図る。

また、販売に係る伝票処理事務の効率化を図り、人手不足の状況下にあっても各漁協が効率的に販売業務を遂行できるように支援する。

3 各地域の漁協と地元町村との連携強化による地域の活性化

漁連が中心となり、各地域の漁協間における情報共有や意見交換の場を設け、コミュニケーションを活発化させ、地域の取組の成功事例等を共有し、地域の活性化につなげていく。

また、遊休施設の活用など、海業の取組を進める漁協を支援する。特に各地域の漁協や地元町村等が連携して取り組む陸上養殖については、島内需要への対応だけでなく将来的な島外出荷も視野に、生産に係る体制づくりを支援し地域の活性化につなげていく。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

1 新規就業者の確保・育成

将来にわたり地域の漁業を維持・発展させていくため、各地域の漁協、地元町村、東京都及び漁連が密接に連携し、各地域の新規就業者の確保・育成の取組を支援する。

国の「漁業就業支援フェア」や「新規漁業就業者確保事業」、東京都の「東京の漁業を支える人材育成事業」を積極的に活用し、新規就業者の募集やマッチング、漁業現場での体験・研修、

資格取得、住居の確保への支援等を行い、継続的に新規就業者の確保・育成を支援する。

2 中核的担い手の確保・育成

当委員会は、各地域の漁協が推薦した次世代の浜のリーダーとなり得る 55 歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定するほか、意欲ある漁業者に対して、先進事例の視察研修や全国規模の研修会への参加、漁業者交流活動への参加の機会を与え、中核的担い手のスキルアップを図る。

また、漁業生産性の向上を図るため、中核的漁業者に対しては「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」を活用し、収益性の高い操業体制への転換を支援するほか、意欲ある漁業者に対して、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の活用による機関換装等の支援を行う。

(3) 資源管理に係る取組

1 東京都漁業調整規則に定められた水産動物に係る全長等の制限、漁具漁法の制限、採捕禁止期間及び禁止区域を遵守している。

2 きんめだいの資源管理のため、小型魚の再放流、夜間操業の周年禁止、漁具・漁法の制限（漁業の種類、1 縄あたりの釣針数、漁業者 1 人あたりの縄数、操業時間、釣餌）、休漁日、休漁期間、操業規制区域等の自主規制を行っている。

3 東京都漁業調整規則に基づき、採介藻漁業では、禁漁期間及び禁漁区域等を設け、資源の管理・保全に努めている。

4 はまとびうおについては平成 13 年から東京都独自の TAC 管理を行っている。また、くろまぐろについては平成 30 年から国の TAC 管理が行われており、漁獲上限を遵守している。

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和 7 年度）

取組内容	(1) 機能再編・地域活性化 1 魚価向上に向けた販売力の強化 ①漁連を核とした販売力の強化 ・東京産水産物の価格維持や単価向上に努めるため、既に漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を進め、漁協への出荷割合の低い漁協に対しては、漁連出荷によるメリットを明示することで、出荷割合の向上に向けて協議を重ねていく。 ②東京産水産物の販路の多角化 ・漁連は、東京産水産物の販路の多角化に向けて、東京都の事業を活用し、米国、中東、シンガポール等で開催される商品提案会や見本市へ出展し、試験的な輸出を実施して、本格的な海外販路開拓への取組を進める。 ・漁連は、新たな加工品の開発などを進め、国内のこれまで出荷してこなかった市場等へ東京産水産物を出荷し需要の増加を図る。その一方で、国内他産地
------	---

	からの集荷も積極的に進め、市場における漁連の価格形成力を維持する。 ・漁連と東京都は、都内や都外で開催される東京産水産物の PR フェア等に協力し、さらに認知度向上を図る。 ③東京産水産物の生産・流通の促進 ・各地域の漁協においては、鮮度の高い高品質な水産物の出荷のため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を引き続き実施する。 ・漁連は各地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度や品質保持、衛生管理に係る講習会を開催するほか、出荷方法や荷扱いに関する現地指導を実施する。 ・特にくろまぐろについては、引き続き漁業者に対し、鮮度や品質保持のための取り扱いの統一化、マニュアル化を行う。 ・漁連と各地域の漁協の連携により、島間で加工品の原料調達や釣餌の融通を実施する。 ・漁連は、東京都の補助事業を活用し、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した商品開発や生産体制の構築への取組を支援する。 ④漁連流通センターの施設・設備の整備 ・漁連は、老朽化した漁連流通センターについて、加工品開発や鮮魚の出荷調整、活魚への対応、海外販路開拓など漁連の販売力強化に資するため、東京都の補助事業を活用し、計画的に施設・設備の整備を進める。 2 各地域の漁協における販売業務の効率化 ・漁連と東京都は、協議が整った各地域の漁協に対して、DX を活用した荷捌きに係るスマート計量システムを導入し、荷捌き作業の省力化を進める。 ・漁連と各地域の漁協は、DX を活用した販売に係る伝票処理事務の効率化に取り組む。 3 各地域の漁協と地元町村との連携強化による地域の活性化 ・漁連と東京都は、各地域の漁協間における情報共有や意見交換の場を設置しコミュニケーションを活発化させ、地域の取組の成功事例等を共有し、地域の活性化につなげる。 ・漁連と東京都は、遊休施設の活用など、海業の取組を進める漁協を支援する。特に各地域の漁協や地元町村等が連携して取り組む陸上養殖について、生産に係る体制づくりを支援し、地域の活性化につなげる。 (2) 中核的担い手の育成 1 新規就業者の確保・育成 ・漁連は、各地域の漁協に対して、「漁業就業支援フェア」の出展案内を行い、出展者に対しては「新規漁業就業者確保事業」により支援を行う。
--	--

	・漁連と東京都は、各地域の漁協に対して、「東京の漁業を支える人材育成事業」の積極的な活用を促し、新規就業者の募集やマッチング、漁業現場での体験・研修、資格取得、住居の確保への支援等を行い、継続的に新規就業者の確保・育成を支援する。 2 中核的担い手の確保・育成 ・東京都広域水産業再生委員会は、各地域の漁協からの推薦に基づき、次世代の浜のリーダーとなり得る 55 歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定する。 ・漁連と東京都は、意欲ある漁業者に対して、先進事例の視察研修や全国規模の研修会への参加、漁業者交流活動への参加の機会を与え、中核的担い手のスキルアップを図る。 ・漁連と各地域の漁協は、中核的漁業者に対して、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」を活用し、収益性の高い操業体制への転換を支援する。 ・漁連と各地域の漁協は、意欲ある漁業者に対して、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の活用による機関換装等の支援を行う。
活用する支援措置等	・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・新規漁業就業者確保事業（国） ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・東京産水産物生産・流通促進事業（都） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・漁業近代化資金（都）

2 年目（令和 8 年度）

取組内容	（1）機能再編・地域活性化 1 魚価向上に向けた販売力の強化 ①漁連を核とした販売力の強化 ・東京産水産物の価格維持や単価向上に努めるため、既に漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を進め、漁協への出荷割合の低い漁協に対しては、漁連出荷によるメリットを明示することで、出荷割合の向上に向けて協議を重ねていく。 ②東京産水産物の販路の多角化 ・漁連は、東京産水産物の販路の多角化に向けて、東京都の事業を活用し、米国、中東、シンガポール等で開催される商品提案会や見本市へ出展し、試験的な輸出を実施して、本格的な海外販路開拓への取組を進める。
------	---

	・漁連は、新たな加工品の開発などを進め、国内のこれまで出荷してこなかった市場等へ東京産水産物を出荷し需要の増加を図る。その一方で、国内他産地からの集荷も積極的に進め、市場における漁連の価格形成力を維持する。 ・漁連と東京都は、都内や都外で開催される東京産水産物の PR フェア等に協力し、さらに認知度向上を図る。 ③東京産水産物の生産・流通の促進 ・各地域の漁協においては、鮮度の高い高品質な水産物の出荷のため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を引き続き実施する。 ・漁連は各地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度や品質保持、衛生管理に係る講習会を開催するほか、出荷方法や荷扱いに関する現地指導を実施する。 ・特にくろまぐろについては、引き続き漁業者に対し、鮮度や品質保持のための取り扱いの統一化、マニュアル化を行う。 ・漁連と各地域の漁協の連携により、島間で加工品の原料調達や釣餌の融通を実施する。 ・漁連は、東京都の補助事業を活用し、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した商品開発や生産体制の構築への取組を支援する。 ④漁連流通センターの施設・設備の整備 ・漁連は、老朽化した漁連流通センターについて、加工品開発や鮮魚の出荷調整、活魚への対応、海外販路開拓など漁連の販売力強化に資するため、東京都の補助事業を活用し、計画的に施設・設備の整備を進める。 2 各地域の漁協における販売業務の効率化 ・漁連と東京都は、協議が整った各地域の漁協に対して、DX を活用した荷捌きに係るスマート計量システムを導入し、荷捌き作業の省力化を進める。 ・漁連と各地域の漁協は、DX を活用した販売に係る伝票処理事務の効率化に取り組む。 3 各地域の漁協と地元町村との連携強化による地域の活性化 ・漁連と東京都は、各地域の漁協間における情報共有や意見交換の場を設置しコミュニケーションを活発化させ、地域の取組の成功事例等を共有し、地域の活性化につなげる。 ・漁連と東京都は、遊休施設の活用など、海業の取組を進める漁協を支援する。特に各地域の漁協や地元町村等が連携して取り組む陸上養殖について、生産に係る体制づくりを支援し、地域の活性化につなげる。 (2) 中核的担い手の育成 1 新規就業者の確保・育成
--	---

	・漁連は、各地域の漁協に対して、「漁業就業支援フェア」の出展案内を行い、出展者に対しては「新規漁業就業者確保事業」により支援を行う。 ・漁連と東京都は、各地域の漁協に対して、「東京の漁業を支える人材育成事業」の積極的な活用を促し、新規就業者の募集やマッチング、漁業現場での体験・研修、資格取得、住居の確保への支援等を行い、継続的に新規就業者の確保・育成を支援する。 2 中核的担い手の確保・育成 ・東京都広域水産業再生委員会は、各地域の漁協からの推薦に基づき、次世代の浜のリーダーとなり得る 55 歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定する。 ・漁連と東京都は、意欲ある漁業者に対して、先進事例の視察研修や全国規模の研修会への参加、漁業者交流活動への参加の機会を与え、中核的担い手のスキルアップを図る。 ・漁連と各地域の漁協は、中核的漁業者に対して、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」を活用し、収益性の高い操業体制への転換を支援する。 ・漁連と各地域の漁協は、意欲ある漁業者に対して、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の活用による機関換装等の支援を行う。
活用する支援措置等	・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・新規漁業就業者確保事業（国） ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・東京産水産物生産・流通促進事業（都） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・漁業近代化資金（都）

3 年目（令和 9 年度）

取組内容	（1）機能再編・地域活性化 1 魚価向上に向けた販売力の強化 ①漁連を核とした販売力の強化 ・東京産水産物の価格維持や単価向上に努めるため、既に漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を進め、漁協への出荷割合の低い漁協に対しては、漁連出荷によるメリットを明示することで、出荷割合の向上に向けて協議を重ねていく。 ②東京産水産物の販路の多角化 ・漁連は、東京産水産物の販路の多角化に向けて、東京都の事業を活用し、米
------	--

	国、中東、シンガポール等で開催される商品提案会や見本市へ出展し、試験的な輸出を実施して、本格的な海外販路開拓への取組を進める。 ・漁連は、新たな加工品の開発などを進め、国内のこれまで出荷してこなかった市場等へ東京産水産物を出荷し需要の増加を図る。その一方で、国内他産地からの集荷も積極的に進め、市場における漁連の価格形成力を維持する。 ・漁連と東京都は、都内や都外で開催される東京産水産物の PR フェア等に協力し、さらに認知度向上を図る。 ③東京産水産物の生産・流通の促進 ・各地域の漁協においては、鮮度の高い高品質な水産物の出荷のため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を引き続き実施する。 ・漁連は各地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度や品質保持、衛生管理に係る講習会を開催するほか、出荷方法や荷扱いに関する現地指導を実施する。 ・特にくろまぐろについては、引き続き漁業者に対し、鮮度や品質保持のための取り扱いの統一化、マニュアル化を行う。 ・漁連と各地域の漁協の連携により、島間で加工品の原料調達や釣餌の融通を実施する。 ・漁連は、東京都の補助事業を活用し、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した商品開発や生産体制の構築への取組を支援する。 ④漁連流通センターの施設・設備の整備 ・漁連は、老朽化した漁連流通センターについて、加工品開発や鮮魚の出荷調整、活魚への対応、海外販路開拓など漁連の販売力強化に資するため、東京都の補助事業を活用し、計画的に施設・設備の整備を進める。 2 各地域の漁協における販売業務の効率化 ・漁連と東京都は、協議が整った各地域の漁協に対して、DX を活用した荷捌きに係るスマート計量システムを導入し、荷捌き作業の省力化を進める。 ・漁連と各地域の漁協は、DX を活用した販売に係る伝票処理事務の効率化に取り組む。 3 各地域の漁協と地元町村との連携強化による地域の活性化 ・漁連と東京都は、各地域の漁協間における情報共有や意見交換の場を設置しコミュニケーションを活発化させ、地域の取組の成功事例等を共有し、地域の活性化につなげる。 ・漁連と東京都は、遊休施設の活用など、海業の取組を進める漁協を支援する。特に各地域の漁協や地元町村等が連携して取り組む陸上養殖について、生産に係る体制づくりを支援し、地域の活性化につなげる。
--	--

	(2) 中核的担い手の育成 1 新規就業者の確保・育成 ・漁連は、各地域の漁協に対して、「漁業就業支援フェア」の出展案内を行い、出展者に対しては「新規漁業就業者確保事業」により支援を行う。 ・漁連と東京都は、各地域の漁協に対して、「東京の漁業を支える人材育成事業」の積極的な活用を促し、新規就業者の募集やマッチング、漁業現場での体験・研修、資格取得、住居の確保への支援等を行い、継続的に新規就業者の確保・育成を支援する。 2 中核的担い手の確保・育成 ・東京都広域水産業再生委員会は、各地域の漁協からの推薦に基づき、次世代の浜のリーダーとなり得る 55 歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定する。 ・漁連と東京都は、意欲ある漁業者に対して、先進事例の視察研修や全国規模の研修会への参加、漁業者交流活動への参加の機会を与え、中核的担い手のスキルアップを図る。 ・漁連と各地域の漁協は、中核的漁業者に対して、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」を活用し、収益性の高い操業体制への転換を支援する。 ・漁連と各地域の漁協は、意欲ある漁業者に対して、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の活用による機関換装等の支援を行う。
活用する支援措置等	・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・新規漁業就業者確保事業（国） ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・東京産水産物生産・流通促進事業（都） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・漁業近代化資金（都）

4 年目（令和 10 年度）

取組内容	(1) 機能再編・地域活性化 1 魚価向上に向けた販売力の強化 ①漁連を核とした販売力の強化 ・東京産水産物の価格維持や単価向上に努めるため、既に漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を進め、漁協への出荷割合の低い漁協に対しては、漁連出荷によるメリットを明示することで、出荷割合の向上に向けて協議を重ねていく。
------	---

	②東京産水産物の販路の多角化 ・漁連は、東京産水産物の販路の多角化に向けて、東京都の事業を活用し、米国、中東、シンガポール等で開催される商品提案会や見本市へ出展し、試験的な輸出を実施して、本格的な海外販路開拓への取組を進める。 ・漁連は、新たな加工品の開発などを進め、国内のこれまで出荷してこなかった市場等へ東京産水産物を出荷し需要の増加を図る。その一方で、国内他産地からの集荷も積極的に進め、市場における漁連の価格形成力を維持する。 ・漁連と東京都は、都内や都外で開催される東京産水産物の PR フェア等に協力し、さらに認知度向上を図る。 ③東京産水産物の生産・流通の促進 ・各地域の漁協においては、鮮度の高い高品質な水産物の出荷のため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を引き続き実施する。 ・漁連は各地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度や品質保持、衛生管理に係る講習会を開催するほか、出荷方法や荷扱いに関する現地指導を実施する。 ・特にくろまぐろについては、引き続き漁業者に対し、鮮度や品質保持のための取り扱いの統一化、マニュアル化を行う。 ・漁連と各地域の漁協の連携により、島間で加工品の原料調達や釣餌の融通を実施する。 ・漁連は、東京都の補助事業を活用し、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した商品開発や生産体制の構築への取組を支援する。 ④漁連流通センターの施設・設備の整備 ・漁連は、老朽化した漁連流通センターについて、加工品開発や鮮魚の出荷調整、活魚への対応、海外販路開拓など漁連の販売力強化に資するため、東京都の補助事業を活用し、計画的に施設・設備の整備を進める。 2 各地域の漁協における販売業務の効率化 ・漁連と東京都は、協議が整った各地域の漁協に対して、DX を活用した荷捌きに係るスマート計量システムを導入し、荷捌き作業の省力化を進める。 ・漁連と各地域の漁協は、DX を活用した販売に係る伝票処理事務の効率化に取り組む。 3 各地域の漁協と地元町村との連携強化による地域の活性化 ・漁連と東京都は、各地域の漁協間における情報共有や意見交換の場を設置しコミュニケーションを活発化させ、地域の取組の成功事例等を共有し、地域の活性化につなげる。 ・漁連と東京都は、遊休施設の活用など、海業の取組を進める漁協を支援する。特に各地域の漁協や地元町村等が連携して取り組む陸上養殖について、生産に
--	---

	係る体制づくりを支援し、地域の活性化につなげる。 (2) 中核的担い手の育成 1 新規就業者の確保・育成 ・漁連は、各地域の漁協に対して、「漁業就業支援フェア」の出展案内を行い、出展者に対しては「新規漁業就業者確保事業」により支援を行う。 ・漁連と東京都は、各地域の漁協に対して、「東京の漁業を支える人材育成事業」の積極的な活用を促し、新規就業者の募集やマッチング、漁業現場での体験・研修、資格取得、住居の確保への支援等を行い、継続的に新規就業者の確保・育成を支援する。 2 中核的担い手の確保・育成 ・東京都広域水産業再生委員会は、各地域の漁協からの推薦に基づき、次世代の浜のリーダーとなり得る 55 歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定する。 ・漁連と東京都は、意欲ある漁業者に対して、先進事例の視察研修や全国規模の研修会への参加、漁業者交流活動への参加の機会を与え、中核的担い手のスキルアップを図る。 ・漁連と各地域の漁協は、中核的漁業者に対して、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」を活用し、収益性の高い操業体制への転換を支援する。 ・漁連と各地域の漁協は、意欲ある漁業者に対して、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の活用による機関換装等の支援を行う。
活用する支援措置等	・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・新規漁業就業者確保事業（国） ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・東京産水産物生産・流通促進事業（都） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・漁業近代化資金（都）

5 年目（令和 11 年度）

取組内容	(1) 機能再編・地域活性化 1 魚価向上に向けた販売力の強化 ①漁連を核とした販売力の強化 ・東京産水産物の価格維持や単価向上に努めるため、既に漁連に出荷している漁協は引き続き漁連への出荷を進め、漁協への出荷割合の低い漁協に対しては、
------	---

	漁連出荷によるメリットを明示することで、出荷割合の向上に向けて協議を重ねていく。 ②東京産水産物の販路の多角化 ・漁連は、東京産水産物の販路の多角化に向けて、東京都の事業を活用し、米国、中東、シンガポール等で開催される商品提案会や見本市へ出展し、試験的な輸出を実施して、本格的な海外販路開拓への取組を進める。 ・漁連は、新たな加工品の開発などを進め、国内のこれまで出荷してこなかった市場等へ東京産水産物を出荷し需要の増加を図る。その一方で、国内他産地からの集荷も積極的に進め、市場における漁連の価格形成力を維持する。 ・漁連と東京都は、都内や都外で開催される東京産水産物の PR フェア等に協力し、さらに認知度向上を図る。 ③東京産水産物の生産・流通の促進 ・各地域の漁協においては、鮮度の高い高品質な水産物の出荷のため、漁獲時から出荷まで十分に氷を効かせ、キズものが混入しないように目視による検品を引き続き実施する。 ・漁連は各地域の状況に応じて、漁獲物の鮮度や品質保持、衛生管理に係る講習会を開催するほか、出荷方法や荷扱いに関する現地指導を実施する。 ・特にくろまぐろについては、引き続き漁業者に対し、鮮度や品質保持のための取り扱いの統一化、マニュアル化を行う。 ・漁連と各地域の漁協の連携により、島間で加工品の原料調達や釣餌の融通を実施する。 ・漁連は、東京都の補助事業を活用し、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した商品開発や生産体制の構築への取組を支援する。 ④漁連流通センターの施設・設備の整備 ・漁連は、老朽化した漁連流通センターについて、加工品開発や鮮魚の出荷調整、活魚への対応、海外販路開拓など漁連の販売力強化に資するため、東京都の補助事業を活用し、計画的に施設・設備の整備を進める。 2 各地域の漁協における販売業務の効率化 ・漁連と東京都は、協議が整った各地域の漁協に対して、DX を活用した荷捌きに係るスマート計量システムを導入し、荷捌き作業の省力化を進める。 ・漁連と各地域の漁協は、DX を活用した販売に係る伝票処理事務の効率化に取り組む。 3 各地域の漁協と地元町村との連携強化による地域の活性化 ・漁連と東京都は、各地域の漁協間における情報共有や意見交換の場を設置しコミュニケーションを活発化させ、地域の取組の成功事例等を共有し、地域の活性化につなげる。
--	--

	・漁連と東京都は、遊休施設の活用など、海業の取組を進める漁協を支援する。特に各地域の漁協や地元町村等が連携して取り組む陸上養殖について、生産に係る体制づくりを支援し、地域の活性化につなげる。 (2) 中核的担い手の育成 1 新規就業者の確保・育成 ・漁連は、各地域の漁協に対して、「漁業就業支援フェア」の出展案内を行い、出展者に対しては「新規漁業就業者確保事業」により支援を行う。 ・漁連と東京都は、各地域の漁協に対して、「東京の漁業を支える人材育成事業」の積極的な活用を促し、新規就業者の募集やマッチング、漁業現場での体験・研修、資格取得、住居の確保への支援等を行い、継続的に新規就業者の確保・育成を支援する。 2 中核的担い手の確保・育成 ・東京都広域水産業再生委員会は、各地域の漁協からの推薦に基づき、次世代の浜のリーダーとなり得る 55 歳未満の意欲ある漁業者を中核的漁業者として認定する。 ・漁連と東京都は、意欲ある漁業者に対して、先進事例の視察研修や全国規模の研修会への参加、漁業者交流活動への参加の機会を与え、中核的担い手のスキルアップを図る。 ・漁連と各地域の漁協は、中核的漁業者に対して、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」を活用し、収益性の高い操業体制への転換を支援する。 ・漁連と各地域の漁協は、意欲ある漁業者に対して、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」の活用による機関換装等の支援を行う。
活用する支援措置等	・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・新規漁業就業者確保事業（国） ・東京産水産物の海外販路開拓（都） ・東京産水産物生産・流通促進事業（都） ・東京の漁業を支える人材育成事業（都） ・島しょ漁業振興施設整備事業（都） ・漁業近代化資金（都）

(5) 関係機関との連携

・きんめだいの資源管理については、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県の一都三県で構成する「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」により連携して自主的管理に取り組む。
--

(6) 他産業との連携

・東京産水産物の海外販路開拓については、東京都の受託業者と連携して、プロモーション活動や試験的輸出、本格的な海外販路開拓に取り組む。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

1. 機能再編・地域活性化の取組に係る成果目標

★島しょ水産物の魚価の向上

東京産水産物は総じて高級魚で知名度が低く需要が多くないため、荷がまとまると値崩れを起こしてしまうので、年間を通じて価格を安定的に保つことが難しい。このため、各地域の漁協に水揚げされた漁獲物の出荷先を、漁連が一元的に荷割するとともに、海外市場も含めた販路の多角化の取組を進める。併せて産地には、魚価向上に向けて不可欠な鮮度や品質保持、ニーズにあった出荷方法や荷扱いを求めることで、東京産水産物全体の年間平均単価を基準年から10%向上させる。

2. 中核的担い手の育成の取組に係る成果目標

★島しょ漁協の正組合員数の維持

島しょ漁協の正組合員数は長期的に減少しており、高齢化も進んでいる。その一方で、後継者の確保・育成に積極的に取り組んでいる地域もある。第2期プランでは、こうした取組を島しょ全体に広げ、今後5年間は各漁協の正組合員数を基準年より減少させないことを目標とする。

(2) 成果目標

島しょ水産物の魚価（年間平均単価）の向上	基準年	令和2年度～令和5年度の4年平均値：1,207円/kg
	目標年	令和11年度：1,328円/kg
島しょ漁協の正組合員数の維持	基準年	令和5年度の正組合員数 三宅島漁協：32名 御蔵島村漁協：23名 神津島漁協：160名 八丈島漁協：101名 小笠原島漁協：44名 小笠原母島漁協：26名 合計 386名
	目標年	令和11年度の正組合員数 三宅島漁協：32名 御蔵島村漁協：23名 神津島漁協：160名 八丈島漁協：101名

		小笠原島漁協：44 名 小笠原母島漁協：26 名 合計 386 名
--	--	---

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

①島しょ水産物の魚価（漁連年間平均単価）の向上 <令和2年度～令和5年度の4年平均値> {1,056 円（令和2年度）+1,095 円（令和3年度）+1,271 円（令和4年度）+1,405 円（令和5年度）} ÷ 4 年 = 1,207 円 <令和11年度目標値> 1,207 円 × 1.1 = 1,328 円 ②島しょ漁協の正組合員数の維持 令和5年度と同数の正組合員数を令和11年度においても維持 正組合員数は各漁協の業務報告書による

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船の導入
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	中核的担い手を中心に、生産性向上・省力化・省コスト化に資する機器等の導入
新規漁業就業者確保事業（国）	漁業就業支援フェアへ出展する漁協・漁業者への支援
東京産水産物の海外販路開拓（都）	海外販路開拓に係る商品提案会等のプロモーション活動費支援、輸出体制の構築支援、水産物の鮮度・品質管理技術等の講習会実施
東京産水産物生産・流通促進事業（都）	競争力のある新製品開発や新たな販路開拓等経営力強化への支援、衛生管理体制の改善等食の安全安心対策への支援
東京の漁業を支える人材育成事業（都）	新規就業者の安定的な確保を図るため、漁業経営体育成、資格取得支援、短期漁業体験、青年・女性漁業者活動支援、漁協職員資格取得支援及び住居費支援に要する経費を助成
島しょ漁業振興施設整備事業（都）	漁業の生産性向上・近代化・合理化などに必要な施設等の整備

漁業近代化資金（都）	漁業経営の近代化を図るため、漁船や漁業用機器等を購入する際に必要となる資金を低利融資
------------	--